

産業構造審議会製造産業分科会

化学物質政策小委員会第8回フロン類等対策WG

平成27年12月14日（月）

15:00～17:00

経済産業省本館17階 第1～第3共用会議室

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 2014年における産業界の自主行動計画の取組状況について
 - (2) フロン類製造業者等の「フロン類使用合理化計画」の策定状況等について
 - (3) フロン類使用製品（指定製品等）について
 - (4) その他
- 3 閉 会

配 布 資 料

- 議事次第・配付資料一覧
- 委員名簿
- 座席表
- 本ワーキンググループの検討事項について
- 資料1－1 2014年における産業界の自主行動計画の取組状況について
- 資料1－2 1995年～2014年におけるHFC等の推計排出量
- 資料1－3 分野ごとの行動計画に基づく取組の進捗状況（個表）
- 資料2 フロン類製造業者等の「フロン類使用合理化計画」の策定状況等について
- 資料3 指定製品製造業者等の判断の基準について中間とりまとめ フォローアップ
- 資料4 プレチャージ品に関する調査結果
- 資料5－1 フロン排出抑制法の施行後の取組について
- 資料5－2 フロン排出抑制法の普及啓発活動について
- 資料5－3 新日本スーパーマーケット協会会員へのアンケート結果
- 資料5－4 フロン回収・破壊法に基づく回収量集計結果
- 資料5－5 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第27回締約国会合（MOP27）（概要）

出席者

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ

飛原座長、赤穂委員、宇都委員、大石委員、大沢委員、小川委員、金丸委員、
北村委員、木村委員、作井委員、佐藤委員、島原委員、須川委員、中村委員、
茂木委員

○飛原座長 定刻となりましたので、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループの第8回の会合を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、初めに、本年7月に着任されました経済産業省製造産業局の福島審議官より一言ご挨拶をお願いいたします。

○福島審議官 製造産業局の審議官の福島でございます。よろしくをお願いいたします。

フロンにつきましては、私が化学物質管理課長を7年ぐらい前にやっていたときに、飛原先生にもお願いして、新しいフロンの取り組みの検討を開始させていただいたときに、担当課長をさせていただいておりました。

当時は、地球温暖化の議論もかなり盛り上がっていたことと、フロンにつきましては、特定フロンから代替フロンにかわって行って、それが市場に出ていき、当時、フロン回収・破壊法という法律があったのですけれども、残念ながら余り回収されずに、大気中に多く漏れているという実態があって、何らかの対策が必要ではないかという議論があったことと、ヨーロッパでもフロンの対策が強化されて、特に漏えい防止ですとか、当時、車用のエアコンに新しい冷媒が適用されるといった状況にあったものですから、そのときに議論を開始させていただきました。その結果、無事、法律ができ、今年4月から改正フロン法が動いているということで、また数年ぶりに担当として戻ってきましたが、今日、ご報告がありますけれども、皆様方のご協力もありフロンの回収・破壊が進んでおり、また、製造についても、新しい温暖化係数の低いフロンが進みつつあるというお話を聞きまして、非常にうれしく思っております。

また、地球温暖化全般につきましても、パリでCOP21の会合が開催されて、パリ協定というものが新しく合意をされております。非常に画期的なのは、全ての国が法的な義務を負いながらその枠組みに参加するという意味では、京都議定書では先進国を中心とした国々に法的な拘束力があって、新興国は義務はないものの排出が増えていったという状況が、こういった枠組みによって大きく変換することになれば、地球温暖化対策が大きく進むのではないかと考えております。

日本も約束草案ということで温暖化の対策を出しておりますし、フロン類に関しましては、本日議論をしていただくような内容を通じて、フロンの製造、回収・破壊、代替等が円滑に進んでいくということで、業界の皆様方の取り組みですとか、消費者の皆様方の取り組みですとか、それ以外にも、回収・破壊はユーザーの方々方の取り組みもあって進んでい

と思いますので、今日は皆様方から忌憚のないご意見を聞かせていただきまして、それを踏まえて、また新しい対策に取り組んでいきたいと思っております。

また、法律の施行に関しましても、今年の4月からということで、まだ周知も道半ばということもありまして、聞きましたところ、管理者、回収者、業種・地域ごとに合計90回程度の説明会も今年度中に開催をすると伺っておりますので、この審議会の公表もそうですけれども、関係者への周知を徹底していくということで、来年度から実績の報告などが公表されます。そういう意味では、今年度はまだ法施行など途中ではありますので、報告も途中の概要がございますけれども、来年度以降も実績等のレビューもしていきながら、フロン回収・破壊等がきちんと行われて、2020年、2025年、2030年の目標がきちんと達成されることを期待したいと思います。

それでは、これから議論が開始されると思いますので、委員の皆様方には忌憚のないご意見を聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○飛原座長　　どうもありがとうございました。

ちょうどCOP21が終わって、その結果がこのワーキングの議論にどのような影響が及ぶか心配していたところです。後でCOP21については簡単なお照会があるので、それをお聞きになって、もしご意見があれば、後ほど伺わせていただきたいと思います。福島審議官、どうもありがとうございました。

事務局では、今年の4月に、オゾン層保護と推進室長として、米野室長が着任されております。

また、昨年12月のフロン類等対策ワーキングの開催から委員の交代がありましたので、本日の委員の出欠とあわせて、事務局からご紹介をしていただきたいと思います。

○事務局（米野室長）　　ありがとうございます。オゾン層保護等推進室長をしております米野と申します。座らせていただいて、ご報告させていただきます。

今、座長のほうからお話ございました、本日の委員の先生方の出欠状況等につきまして、あるいは委員の交代につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、委員の先生の交代でございますが、昨年まで委員をお務めいただきました福岡大学法科大学院の浅野委員にかわりまして、本日より佐藤委員にご就任をいただいております。よろしくお願いいたします。

また、日本冷凍空調工業会の岸本委員にかわり、その職を継ぐ形で、日本冷凍空調工業会の専務理事の岡田委員にご就任をいただいております。ただ、本日、岡田委員は所用に

よりご欠席のご連絡をいただいております。

また、大石委員におかれましては、本日、ほかのご予定もございまして、1時間ほどおくれてご出席をいただけるというご予定でございます。

このような状況でございまして、本日は、過半数の委員にご出席をいただいております、定足数に達しております。

○飛原座長　　ありがとうございます。

それでは、議題に入ります前に、事務局より配付資料の確認をお願いしたいと思います。

マスコミの方におかれましては、カメラの撮影はここまでとさせていただきますので、以降の撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

○事務局（米野室長）　それでは、皆様方のお手元に資料をお配りしておりますので、ご確認をいただければと思います。

まず、議事次第、配付資料一覧、委員名簿、座席表でございます。それから、本ワーキンググループの検討事項についてということで、施行に伴い検討事項の記述を見直しております。

資料1—1「2014年における産業界の自主行動計画の取組状況について」、資料1—2「1995年～2014年におけるHFC等の推計排出量」、資料1—3「分野ごとの行動計画に基づく取組の進捗状況（個表）」、資料2「フロン類製造業者等の「フロン類使用合理化計画」の策定状況等について」、資料3「指定製品製造業者等の判断の基準について 中間とりまとめ フォローアップ」、資料4「プレチャージ品に関する調査結果」、資料5—1「フロン排出抑制法の施行後の取組について」、資料5—2「フロン排出抑制法の普及啓発活動について」、資料5—3「新日本スーパーマーケット協会会長へのアンケート結果」、資料5—4「フロン回収・破壊法に基づく回収量集計結果」、資料5—5「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第27回締約国会合（MOP27）（概要）」でございます。

それから、先ほど飛原先生からもご紹介いただきましたように、昨日終わりましたCOP21の資料として、資料番号はついておりませんが、外務省のほうで昨日公表されましたCOP21の概要がございます。

なお、本日は、会議のペーパーレスの推進ということで、印刷の資料はメインテーブルの委員の方だけということで、傍聴の方は、ご連絡をさせていただきましたように、前もって印刷をいただくか、あるいはウェブ等を活用していただいておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○飛原座長　　ありがとうございました。

それでは、これより議事に移らさせていただきたいと思いますが、本日の議事は公開とさせていただきます。議事概要につきましては、これまでと同様に、事務局において作成して公表させていただきます。詳細な議事録につきましては、委員の皆様を確認をしていただいた後に公表するという手順をとりたいと思っております。

それでは、これから議事に入りますけれども、議事次第にありますように、今日の議題は主に3つございます。

1番目は2014年における産業界の自主行動計画の取り組み状況について、2番目はフロン類製造業者等の「フロン類使用合理化計画」の策定状況等について、3番目はフロン類使用製品（指定製品等）についてでございます。

それでは、1番目の議題、2014年における産業界の自主行動計画の取り組み状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（米野室長）　　ありがとうございます。それでは、資料1-1、1-2、1-3をまとめて、主に資料1-1をご説明させていただければと思います。

1ページでございます。簡単な経緯を書いております。ほぼ1年前になりますが、昨年の12月19日において、これまでの合理化計画から新たに、2020年、2025年、2030年を目標とした自主行動計画の設定をいただきまして、ご審議をいただきました。

その際、各業界の自主行動計画について高い評価をいただき、引き続きフォローアップをしていくことになりました。また、その際、それまで自主行動計画を策定していましたが、代替品等によって卒業しました4団体がございまして、主にフォーム関係、アルミ協会といった4団体につきましては、もう卒業したということで、計画の策定はしないけれども、確実に卒業しているかどうかといった製造等に伴う排水量の報告だけをいただくという形になっております。したがって、1ページの下に書いてございます14団体から、今回も引き続き継続的に自主行動計画の策定をいただいたところでございます。

その結果、2ページでございますが、各業界での製造過程における取り組みということで、特に平成23年から追加されたNF3につきまして、その製造工程における燃焼分解装置の設置を追加するといった効果がみられた分野もある一方で、後ほど少しご説明させていただきますが、冷凍空調機器における代替によるHFCのストック機器の中にチャージされておりますストックが増大することによって、そこからの排出の増大ということで、こういった業界の製造時の排出抑制の効果はかなり限られてきているということもあ

して、また、低GWP製品への切り替えなどはまだ効果は顕在化していないという分野も
ございます。

飛びますが、5ページをご覧くださいと思います。

これは昨年もご覧いただいた資料でございますが、青の製造分野は、第1約束期間等で
達成に非常に貢献をいただいて、ぐっと下がってきております。副生品が出てくるのを工
場内で捕捉をして出さないという効果等がございました。ただし、このような効果につい
てはもうかなり限界に近づいてきており、削減効果が少なくなってきました。ただ、
先ほど申し上げましたように、新たに加わったところではまださらに効果が出てきてい
るところもございます。

一方、赤あるいは緑のところでは、先ほど申し上げましたとおり、HFC等からHFC
Cに転換がされて、それがストックとしてあり、それが使用時あるいは廃棄時に出てくる
ものが残念ながら今増えてきていると。こういった傾向で、切り替え等も進んでおりま
すが、推定では、まだ数年、このように少しずつ増えていく傾向になっていくのではない
かと思われてるところでございます。そういったいわゆる市中からの排出が行われ
るということで、全体としてはまだ増えているところもございます。

また、4ページは、そのガス種別でございます。先ほど申しましたように、HFCの
ストックの増大によりましてHFCの比率が非常に高くなっております。

また2ページに戻っていただきまして、今のような市中からの放出等もありまして、全
体の分野的にみますと、冷凍空調機器からの部分がプラス12%、また、全体での占める量
も大きいということで、トータルとしてもプラス8%という数字になってございます。た
だ、こういった今までの効果があってこそこのところもでございます。また、引き続きこう
いった技術的な対策による効果が続けていっていただく必要があるということでござい
ます。

3ページでございます。左側がこれからも続けていただく技術的な漏えい防止策でござ
いますが、さらに今後は、右側の低フロン化への転換を進めていき、さらに前倒しをして
いくことによって、まだ数年、市中からの排出量が出るという推計にはなっておりますが、
それをできるだけ早く減少のほうに抑えていただくために、今後とも各団体の自主行動計
画の推移をみていく必要があると思っております。

資料1—2、資料1—3とそのバックデータ、あるいは個別の自主行動計画がございま
すが、時間の関係で、本日は資料1—1だけをご説明させていただきました。

○飛原座長　　どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました事務局の説明に関しまして、委員の皆様から質問あるいはコメントがありましたら、お願いいたします。

例によりまして、名札を立てていただければ、ご指名をさせていただきたいと思います。

それでは、茂木委員、お願いいたします。

○茂木委員　本日はよろしくお願いたします。資料1—1だけですとなかなか詳しいところがみえませんが、資料1—3は各業界の方々のご報告が詳しく書いてあるので、こちらを拝見しました。

その前に、C O P 21について触れていただいたので、私たち消費者運動をしている者として、ちょっとお時間を割かせていただいて申し上げますと、C O P 21が成功するようということで、環境NGOの方たちの呼びかけに賛同して、さまざまな団体が、20団体以上が実行委員会に入りました。個人的に一緒に動きたいという方たちからも大勢申し入れがありまして、一緒に話し合いを重ねながら、日本では初めてC O P 21のパリの会議が成功するようにと、アースパレードを取り組みました。昨年まで多くの国で10万人前後の人々が集まり、海外ではマーチといって展開されてきましたが、今年は日本でも展開しようということで、東京と京都で実施いたしました。

そして、資料にも書いてあるとおり、2℃未満を目指そうということと、化石燃料に頼らない経済であったり暮らしであったりということをお願いして、各業界の方にも賛同していただいて一緒に動きましようと呼びかけをしましたが、残念ながら、フロン関係の業界の方からはご協力を得られませんでしたけれども、この目標に向かっては、ファビウス外相もいっておられたように、自分から設定した目標に向かって、それを尊重しながら到達しなければいけないと。予定も全て同じであると言っておられて、ある意味、一足先にこのフロンのところでは動いているという点では本当にありがたいなと思いました。

一緒に行動した業界では、食品業界の中でただ1社だけでした。その企業は、2050年、再生可能エネルギー100%のクリーンで安全な世の中を目指しているのです、一緒に協力してくださいました。日本の場合はまだまだ大きな取り組みができていなかったですし、今年はいにくパリ行動が中止になってしまいましたが、マーチの代わりに多くの靴とともに国連事務総長さんの靴も並べで、意思表示をされていました。目標どおり頑張りたいとそれぞれのところが表明しておられます。ぜひよろしくお願したいなと思っています。

特にH F Cの関係では、資料1—3の5ページあたりになるかと思いますが、脱フロン化に対するスタンスというところで、それまでは、5ページの②にも、技術開発をしなが

ら地球環境保護のために世界へも情報発信していくとっておられますので、うれしく思っておりますが、④のところの文章を読みますと、「危険な可燃性を有するいわゆる自然冷媒を使用する必要のないよう」と言い切ってしまうていますが、技術開発にさらに力を入れてより安全に使用手着る自然冷媒を広げていただきたいと思ひます。今年度の環境省の支援をいただきながら頑張っている店舗では、意欲的にそのような自然冷媒を使ったも使ったショーケースを取り入れて努力されているということもホームページに載っていたかと思ひます。ヨーロッパでもしばらくの間は政府からの長い支援をいただきながら事業を進めて来たけれども、それが停滞してしまつたことがあったが、その後は独力で事業開発に力を注ぎ、輸出を広げながら盛り返しているという事業者についてテレビ報道見しました。あらゆる可能性を頭に置いていただきながら、目標達成が少しでも早くできますように、研究・技術開発、それぞれよろしくお願ひしたいと思ひております。

一緒に手をつなげるところでは手をつなげば、消費者からもみえてくると思ひます。直接、家庭用のエアコンなどは、事業報告書や取扱説明書などでもアピールして書いてありますけれども、事業者から事業者へというところでは、事務連絡的になつてしまつて、日冷工さんのホームページをみても、「これからの温暖化防止のために頑張りますので、こういう方向になります」と書いてありますが、そのための改正であることを強調していただきながら進めていただけましたらありがたいと思ひます。

○事務局（米野室長） どうもありがとうございます。

今、委員からご指摘がありました5ページの自然冷媒のところでございますが、自然冷媒にもいろいろな種類がございます、ここは「可燃性を有する」と書かれておりますので、主には炭化水素系のものを指されておるのではないかなと思ひております。CO₂はガスとしては可燃性はございませんので。そういったものも含めて、環境省のほうでもCO₂を含めたそういった製品の普及のための力も入れていただいております。また、経産省としても、冷媒のできるだけ広い範囲で新しい技術開発をしたいとしておるところでございます。

補足的に説明させていただきました。

○茂木委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

○飛原座長 ありがとうございます。全般的な取り組みに対する激励のご意見をいただきました。このワーキングでもご期待になるべく応えるように、いろいろなところに目配りをしながら進めていかなければいけないと思ひております。

ほかに、ご意見コメントのある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

ちょっと気になったのですけれども、資料1—1の5ページのグラフで、どんどん増えているのですが、これはピークが来るときがあつて、いずれ減少に転じるときが来るわけですね。それは排出抑制法の効果が出てきて減少に転じるのだらうと思うのですけれども、そのピークは、2020年よりも前ですか、それとも後なのでしょうか。

○事務局（米野室長） 約束草案をいろいろ検討させていただくときに内部でも検討いたしましたして、いろいろなシミュレーションを置きまして、それで見ましたら、あと2～3年から2020年前ぐらいまでは少しずつ増えて、ただ、そのころには平行になって、それから下がっていくというように、約束草案にありますように、2030年には2013年比で約25%下がるような見込みをしております。

○飛原座長 ありがとうございます。今後もこういうグラフが出てくると思いますので、いつまでたっても減少に転じないという心配を皆さんもたれるかなと思ひまして、質問させていただきました。

では、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 質問ですが、5ページの排出量の推移について、製造はかなり減ってきておりますが、排出量自体は少し上昇に転じて、いつピークが来るかということだと思ひます。このような排出量の推移というのは、先進国でフロン対策を進めている国と同じような傾向なのでしょうか。それとも、日本が特殊な形なのでしょうか。

○事務局（米野室長） 個別に細かくは確認しておりませんが、今、モントリオール議定書の中でHFCをどのようにコントロールしようかという議論の中では、先進国においてもずっと増えてきていると。さらに、今、一番問題になっているのは、途上国のほうがさらにストックが急激に増えてきて、それをどうするかと。トータルとしては先進国としても今は上昇傾向にあり、その上昇傾向は比較的収まりつつあつて、それに引きかえ、途上国のほうの増えてきている度合いが非常に大きくなってきているというのが、世界的な傾向ではなからうかと思ひております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○飛原座長 ありがとうございます。それでは、いただきましたご意見を踏まえつつ、来年度以降の取り組みを進めさせていただきたいと思ひます。来年も今年と同様にフォローアップを続けていくこととなりますので、皆様におかれましても、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、本日の2つ目の議題、フロン類製造業者等の「フロン類使用合理化計画」の策定状況についてと、3つ目の議題、フロン類使用製品（指定製品等）について、この2つの議題をあわせて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（米野室長）　それでは、お手元の資料2、資料3、資料4につきまして、順にまとめてご説明をさせていただければと思います。

まず、資料2、「フロン類製造業者等の「フロン類使用合理化計画」の策定状況等について」でございます。

1ページと2ページでございます。これは昨年6月に、こういった合理化計画あるいは指定製品等をご検討いただいたワーキングでご審議させていただいたものでございます。

少しおさらいになりますが、1ページは、法律等に基づく今後の流れとしまして、その時点では、まだ先の予定だったのですけれども、施行前に国のほうで製造者等の判断の基準を、定量的な見通しを含めて将来見通しを公表するというところをご説明させていただいております。それを踏まえて、各事業者さんが判断の基準に基づき合理化計画を作成し、その合理化計画について主務大臣である経産大臣は事業者から報告を求め公表すると。さらに、その後の取り組み状況を評価していくということになっております。

2ページでは、審議会の中でそれをもう少しブレークダウンをしてご説明させていただいたフローになっております。

まず、先ほどの計画の策定、そして赤で囲ってございます今日の審議会のところですが、これが各社の使用計画の作成を踏まえて審議会の意見を聞いて、必要に応じ指導・助言をし、その評価後の計画を公表する。前回の資料からは前回の議論等も踏まえて表現が少し変わっておりますが、基本的な考え方はこういう形でございます。

その後、来年以降になりますが、この計画に基づき、前年度の取り組みが各社から報告される予定になっております。各社の全体でのフロン出荷量あるいは全社合計の使用品目の内訳等が出てくる予定になっておりまして、それをまたご報告をし、これは目標年度まで毎年繰り返し、最後に目標年度にきちっと届いたかどうかを、またご審議いただくという流れの中で、赤い部分のご説明を本日、主にさせていただければと思います。

3ページでございます。各社からのご報告をいただくという中で、基準になりますフロンの使用の見通しにつきましては、昨年ご審議いただきました内容を、そのときは100万CO₂トン単位でございましたが、10万CO₂トン単位まで精査をいたしまして、2020年に4,340万CO₂トン、そして2025年に3,650万CO₂トン——当時は4,300万CO₂トン、3,600

万CO₂トンという100万CO₂トン単位でございましたけれども、10万CO₂トン単位まで精査をした形で、3月31日に基準という形で示させていただいております。

4ページでございます。それに基づき、法律上は、全てのフロンの製造者等が、輸入者も含みますけれども、合理化計画をつくることになっております。ただ、これも審議会でご議論いただいたところでございますが、その計画について、指導・助言、勧告を行うのはある程度一定以上という規模で、ご議論も踏まえて、1万CO₂トン以上を勧告対象としたところでございます。この勧告対象になる1万CO₂トン以上の事業者の方から詳しい計画を聞いて評価を受ければという考えに基づきまして、1万CO₂トン以上の者を選定してヒアリングを行いました。

5ページでございます。当初はもう少し候補があるかと思ったのですが、精査をいたしましたら、製造者ということで14社が1万CO₂トン以上の2014年度に製造または輸入をされているということで、各社の合理化計画を各社の施設・技術的な内容と、それに基づく削減目標が適正なものになっているかどうかということ、あるいはその各社全体の目標が国の立てた先ほどの目標値と適切なものになっているかどうかという観点から、各社の合理化計画を個別に聞かせていただきました。

それ以外に、87社、足しますと101社になるわけですが、1万CO₂トン以下ではあるけれども、製造等をしていると。主に輸入をされている者でございますが、そこについては通知をさせていただいて、合理化計画の策定のみを依頼しているということでございます。

先ほどちょっと申し上げました基準となるべき事項というのが、ここに書いてあるものがございます。

6ページは、昨年もご議論いただきました量の各社の計算方法でございます。時間が限られておりますので、省略させていただきます。

7ページ、内容でございます。14社の各社の計画につきまして、ここで余り詳細に申し上げますと特定の社が推定されるということもございまして、ざくっと書いてございますが、各社の内容が目標を達成するのに、立てた目標に適切なものかどうかといったことを踏まえて、また、その実績を聞かせていただきました。もちろん、各社のそれぞれの今の製造内容、あるいは目標とする切り替えを進めていくガスのGWP値の違い等から、削減率が一定になっているというわけではなく、各社に多少の差はございますが、各社とも直近の実績から削減をしていくという計画で、そのトータルとしては、14社として約4,230万CO₂トンと集計されております。

さらに、先ほど申し上げました87社が1万CO₂トン以下ということでございまして、仮に87社が1万CO₂トンをつくったとしても、この4,230万CO₂トンに足しますと、下に簡単な図を描いてございますが、トータルとして国が示した4,340万CO₂トンの内数になっているという定量的な分析ができたということでございます。これが定量的な14社及びその他87社を踏まえた分析となっております。

8ページでございます。今の計画を立てるに当たって、合理的なものになっているかということですが、これも各社かなり詳細に計画を立てていただいておりますけれども、余り詳細の個別をご説明しますと各社の特定に至りますので、ある程度公約数的な書きぶりとなっております。ただ、全ての製造にかかわる者は、それぞれの社のラインナップに応じた技術開発を、例えば、ここに書いております反応触媒や精製技術、あるいはもう少し進んだ知財面といったものの解決への取り組みをそれぞれの社の状況に応じて行う。また、それぞれ書かれているものには複数の社の内容を少しモディファイをして書いてございすけれども、こういった内容が書かれております。これは主に製造でございます。

9ページでございます。もう1つの技術的項目として、回収、再生、破壊がございます。これは施設を持っている製造のところは自ら再生等に取り組み、今までの破壊の経験等を踏まえ、また、再生との相乗効果を期待する。あるいは、直接施設を持っていない輸入業者の方は、いわゆる回収業者、再生業者との連携を深めていく。あるいは、そのことによってラインナップをふやしていくといったことを内容に書いております。これも少し丸めて書いてございますが、各社の書いたことを少し整理してここに書いてございます。

10ページでございます。こういった定量的なもの、あるいは技術的な定性的なものを評価いたしますと、全体として、合理化計画を達成するための内容としては各社それぞれの現実に即した計画を立て、その合計が国全体の範囲内になっていると。また、それぞれの項目について、現時点で想定される必要な項目を網羅していると評価できるのではないかと分析をしております。ただ、これはあくまでも現時点の計画でございまして、重要なのは、これに基づき来年以降に報告される今年の取り組み状況、定量的なもの、定性的なものを評価し、フォローアップをしていく必要があるのではないかとということでございます。

最後に、11ページですが、先ほどのおさらいになりますけれども、来年は、この各計画に基づき、各社の前年度の出荷量などが出てきますので、各社ごとの合計量、あるいは主要な品目の全国での合計量等を集計してご報告をさせていただくということで、スケジュ

一的には、6月末までに報告をいただきまして、それを踏まえて、また、必要に応じてヒアリング等を実施し、夏以降、こちらのワーキングに報告をさせていただくことになるのではないかと考えております。

続けて、資料3、「指定製品製造業者等の判断の基準について 中間とりまとめ フォローアップ」についてご説明させていただきます。

これにつきましても、先ほど申し上げましたように、昨年の6月にご議論をいただいた部分でございます。

1ページでございます。これはもう既にご案内のとおりで、指定製品の考え方として、目標年度と目標値、いわゆるトップランナー制度的に、想定され得るGWPが一番小さい冷媒を使って、それによって全体の達成を目標とするという考え方をご議論いただきました。

2ページでございます。具体的には、7つの種類を上げておりまして、上の3つがエアコンディショナー、真ん中の2つが冷凍冷蔵機器、さらにウレタンフォーム、噴射器ですけども、実現性等を踏まえまして、例外規定等がございますが、7つのものについて、一番早く来るものでは2018年に家庭用のエアコンディショナーを750——これはR32(675)を視野に入れて、基本的にはこちらに転換が進んでいくことを想定し、あるいは実現可能な切り替えによって2018年という目標年度をつけてございます。

以下、同じように、店舗・オフィス用エアコンディショナーの750等が決められたところでございます。これは昨年ご議論をいただいたところでございます。

3ページでございます。ただ、その際に、どのような考え方で製品とするかといったときに、何でもフロンが入っていれば指定するというわけでもなく、1つは、一定の量があるということでフローとストック——年間フローで1万、ストックで5万、それから、当然、代替技術があるといった技術的な面等を見て、ここに書いてございます4つの要件をみて判断をするということでございます。

4ページでございます。先ほど、2ページで指定したものをご紹介させていただきましたが、その際に、いろいろな理由で、まだ技術が未確立、あるいは安全性が未了といったことで、その際、指定を見送ったものを簡単にとりまとめたものでございます。それについて引き続きフォローアップをしていく必要があると整理をいただきました、その結果のご報告でございます。

5ページですが、結果の概要でございます。

既に書面審議等で、家庭用エアコンにつきましては、床置き式、あるいは家庭用マルチについてさらに安全性の評価が終了したということで、指定の製品を追加させていただきました。これをもって、いわゆる家庭用エアコンの一般的なものについては、ごく特殊なものを除けば、ほとんどの部分が指定されたのではないかと思います。

一方、業務用のエアコンでございますが、ビル用マルチエアコン、3冷凍トン以上のエアコン等については、まだ安全性が十分ではないということでございましたけれども、一定程度の進捗がみられております。これについて引き続き動向をみていく必要があるかと思っております。

あるいは、ターボ冷凍機につきましても、一部の上市されたものがございます。ただ、これも時期尚早かと考えられます。それから、R32を使った給湯器については、まだストック・フローが要件に達していないのではないかと。これ以外にはそれほど大きな動きはございません。

それから、既に指定されておりますが、自動車用エアコンについては、米国での規制等の変化がございました。これを踏まえての検討も行ったところでございますが、現時点で変更には時期尚早ではないかとみてございます。

少し個別のものの詳細を説明させていただきます。

6ページですが、家庭用エアコンは、もう既に終わったというところでございます。

業務用エアコンのビル用マルチ、あるいは既に指定されております店舗・オフィス用の3冷凍トン以上のものにつきましては、アセスメントはおおむね終了し、それを踏まえた自主基準の策定が今行われております。ただ、それと、3点目に書いてございます、高压ガス法における規制緩和の動きがございます。こちらについて、並行するような形で今、検討が進んでおります。この動きを踏まえまして、そういった関連法令の動き、あるいはガイドライン等の動きを踏まえて、どういう形で指定を考えていくかということでございますが、まだ現時点で具体的な検討方法にはもう少し時間がかかるのかなというところでございます。ターボ冷凍機は、先ほど少しご説明をしたところでございます。

7ページでございます。既に指定をされたカーエアコンでございますが、昨年の6月に指定いただいた時には、今後、モデルチェンジ、仕様設計に3年、機種展開に6年程度かかるということで、2014年を起点とすると2023年ごろということでご議論いただきました。ただ、その後、ここに書いてございますように、アメリカでSNAPの改正が行われて、2021年のモデルイヤーから使用が禁止になってございます。ただ、国内での先ほどのスケ

ジュールに沿って、現時点ではまだそれに沿ってやっていくということで、現時点ではまだ目標を前倒しにするという状況にはなっていないということで、現行の目標設定を見据えた上で、業界の自主的な行動等に基づく早期の目標達成を期待するという状況ではなからうかと整理をしております。

8 ページですが、それから、給湯器につきましては、まだ0.02万CO₂トン、200CO₂トン程度という状況で、これがまだストック・フローという形です。来年以降はこれがストックには加わっていきますが、現時点ではまだ1万、5万というところからはかなり低い状況になっていると思います。

ウレタンフォームにつきましては、もうかなりの部分はCO₂等に切りかわっておりますが、特殊用途の中では、HFOが代替技術として候補になっておりますけれども、2017年ごろに上市されてくるということで、これについては指定化の検討はその後を見込んでいけばいいのではないかと考えてございます。

また、ダストブローでございしますが、もっぱら不燃性を要する用途ということで、一部、医療用ですとか精密機器のブローといったものでございます。ただ、こういった中で、通電中の精密機器のブロー等については一部CO₂でも代替ができるようにはなってきたという情報もございしますが、例えば、病理組織の凍結等の医療用途ではまだまだ難しい分野もあるという状況の中、こういったかなり細分化している用途の中で、どこまでできて、どういう形で指定するのがいいのかを検討するには、まだ少し情報が少ないのかなという状況かと思っております。

あわせて、資料4もごく簡単にご説明をさせていただければと思います。

これにつきましても、昨年度、指定に当たって、エアコン等、既にチャージされたものについては、法律上、先ほどご説明させていただきました指定製品の中で、輸入品についても対象になるということで、その中での転換が進められるということですが、一方、先ほど合理化計画でご説明をさせていただきました製造者あるいはガスそのものを輸入する者には該当しないということで、輸入量の把握をすることは法律上はカバーはされていないという中で、1つ目に書きましたこういった製品としての転換を進めていかれるということですが、それをきちんとみていくためには、一定量、プレチャージ品がどれぐらいあるのか、また、どういう動きになっているのかということモニターする必要があるのではないかとご議論をいただいたところでございます。

2 ページですが、これに従いまして、関係業界に一定量プレチャージ品があると見込ま

れる製品——家庭用エアコン、業務用エアコン、一体型業務用冷凍冷蔵機器、あるいはカーエアコンの関係業界にご協力をいただきまして調査をいたしました。自主的な調査ということで、完全に精密な調査かということ、少し精査の必要はございますが、ご報告をいただいたところでその推定をいたしましたら、約500万CO₂トンで、今、国内のフロン類がおおむね5,000万CO₂トン程度ということでございますので、1割程度を占めている状況であるということが明らかになったところでございます。

これは法律施行前の状況で、昨年度このくらいの量があったということでございます。これが、今後法律が施行された後にどういう動きになるのかについては、一定程度動向を把握していく必要があるのではないかと分析をしております。

長くなりましたが、以上でございます。

○飛原座長　ありがとうございます。

ただいま事務局より、フロンメーカーの皆様の合理化計画、機器メーカーの方々にかかわる指定製品に関するフォローアップの件、そして最後のプレチャージ品に含まれているフロン量の調査、この3つについてご説明をいただきました。

ただいまの事務局のご説明に関しまして、委員の皆様からご意見あるいはコメントなどありましたら、伺いたいと思います。いかがでしょうか。

赤穂委員、どうぞ。

○赤穂委員　ありがとうございます。質問が1つと意見が2つあります。

まず、質問ですけれども、ビル用のマルチエアコンは、まだ指定は時期尚早ということですが、この自主基準の策定はどんな進捗状況になっていて、指定化のめどがどのくらいになられているのか、もし見通しがあれば教えていただきたいと思います。

それから、意見ですが、フロンメーカーの取り組みは今回初めて出させていただきました。全体で4,230万CO₂トンということで、2020年の目標をもう既に下回っているという結果で、これはあくまでもまだ計画段階ですので、しっかりと進捗をみていかないといけないと思っております。

それから、1万CO₂トン以下の87社についても、極力、計画を出していただいて、進捗をみていく必要があると思っております。もちろん、この数字についても、4,340万CO₂トンというのをいつまでもみておくべきでもなく、本当に下回る計画が各社さんから出るのであれば、この目標値も下げていくべきだと思います。

それから、プレチャージ品についてですが、今、家庭用エアコンというのは日本ではも

うほとんどつくられていなくて、海外生産が多いという状況になっていまして、それを輸入するということですので、ほとんどは日本でチャージするのだと思っていましたが、このプレチャージ品が1割程度もあるということを知りましたので、ここもしっかりとみていく必要があると思いました。ですので、ぜひ報告をする仕組みのより詳しいものをつくっていただければと思います。

以上です。

○飛原座長　　ありがとうございました。後でまとめて回答していただこうと思います。

それでは、金丸委員、お願いいたします。

○金丸委員　　資料2の8ページの3段目に、「高圧ガス保安法等の規制緩和に向け努力」という表現がありますが、ここでの議題ではないと思いますけれども、昨年規制緩和について幾つか報告もいただいておりますので、今この規制緩和についてどういう内容がどういうスケジュールでされているのか、可能な範囲で結構ですので、教えていただければと思います。特に、CO₂の冷媒は何か検討されているものがあるのかというところを教えてください。

○飛原座長　　ありがとうございました。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員　　資料3の4ページに、「安全性評価が未了」という欄がございますけれども、この中の冷凍冷蔵機器についてはどういう状況にあるのかを教えてください。

それから、自動車用のエアコンですが、これは2021年からアメリカ等でも規制が始まる、EUでも多分規制強化の方向にあると思います。このような中で、自動車の輸出国である日本が方針を変更しないというのが、国際的にどう評価されるのか疑問です。日本製品の自動車はアジアにもたくさん輸出していますが、途上国におけるフロンの排出量削減という観点から、輸出車についてはどう考えているかについて、自動車業界からの何か意見があるのかということを知りたいと思います。

○飛原座長　　ありがとうございました。

それでは、このあたりでまとめてご回答いただければと思います。

○事務局（米野室長）　業務用エアコンの3冷凍トン以上、あるいはビル用マルチについての規制緩和の議論でございます。既に2年ほど前から規制緩和についての要望が出まして、それに基づいて、今、担当部局のほうで、今年度末を目途に一定の結論を得るという中で、今、かなり最終段階に近い形で検討が進んでいると。内容についてはまだ我々は

触れることはできませんが、その中で幾つか、CO₂ですとか、新しい低GWPの冷媒で
あります微燃性の冷媒について検討が進んでおりまして、そういった形で規制緩和が
できるのかという検討が進んでいると。

それと、我々の理解としましては、先ほど申し上げましたように、業界のほうでそれを
踏まえて自主的な安全基準といった検討が並行して進んでおりまして、その規制緩和され
た内容と業界でつくられる安全基準、あるいは、先ほど申し上げましたリスクアセスマ
ントを加えまして、それを踏まえてどういう形で指定製品とされるか、既にされているもの
との関係等も考えながら、検討をしていく必要があるのかなと考えております。

それから、自動車関係につきましては、ヨーロッパが先行し、その後、アメリカでは前
回ではまだはっきりしていなかったのが、今年の7月にSNAPの中で、既に使われてい
るものが使えない、2021年の新車から使われるという形で、それに向けて、米国でのメー
カーはその技術開発を進めていく。日本のメーカーにおいても、そういった海外向けのと
ころについては当然検討しつつ、国内の販売に向けてのモデルチェンジを、これは昨年度
の検討に基づき一定のスケジュールの中で進められていると伺っておりまして、昨年の整
理でも、技術的にさらに前倒しできるような観点等があれば進めていくということになっ
ていたわけですが、そういった状況ではないので、昨年に沿ってやっていくとい
うお考えを聞いております。

冷凍冷蔵のものについてのリスク評価につきましては、我々が現時点で聞いていると
ころでは、昨年から、先ほど申し上げましたエアコン等における進捗に至るようなものと
比べ、余り大きな動きはないと聞いてございます。

○飛原座長 指定製品の見直しというのは随時行いますということをご昨年より申し上げ
ておりますが、安全の評価とか、海外の動向とか、さまざまなものを勘案しながら、適切
な時期に適切に見直していくということをございまして、今の時点では具体的にどう見直
すかというのがまだはっきりいたしませんので、今日の資料3のように、時期尚早と書か
れておりますが、時期をみて、必要なものについては随時見直すということに変わりはご
ざいませぬ。

○福島審議官 自動車の件でちょっと補足いたしますと、前に私が担当課長のころ、ち
ょうどヨーロッパで低GWPの新しい冷媒の規制が導入されるかどうかという議論がされ
ておりました。その当時も日本でどう適用できるのかという議論を随分していたのですが、
どうしてもネックになるのは、保安の関係の規制の適用が、残念ながら、日本、ヨーロッ

パ、アメリカで、高圧ガスの取締法令が、工場ごとの状況によるのかもわかりませんが、違っているという状況がありまして、工場全体の充填するところのレイアウトなどの変更も踏まえると、当時もすぐにはなかなかできないという話がありました。

そういう中で、ヨーロッパでもアメリカでも導入が決まり、日本でも高圧ガス保安協会での議論で、HFOの新しい冷媒が、保安上も問題が多分ないだろうということになったのでここに書いてあると思うのですが、そういったところにちょっと時間がかかったので、時期的にずれているということと、全般的に企業の設備投資が早く適用されることになれば、少し前倒しをすることは各社によっては多分可能になってくると思いますが、そういった背景もあって遅くなっているのではないかと思います。

○飛原座長　ほかにご意見、コメントはいかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員　技術革新のトップランナーを消費者にわかりやすい形で示すという点について、例えば自動車でも、冷媒について配慮している車は表示をする等のことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（米野室長）　指定製品につきまして、義務表示としてのものと、消費者等にもできるだけわかりやすく、フロンラベルという形でJISのほうで規格をつくっていただきました。それが7月に施行されまして、今、エアコンですとかエアブローアなどではちょうど出てき始めてきております。ですので、例えばカーエアコンにつきましても、そういったものの切り替えが進んでくれば、指定製品としての義務のもの、フロンラベルとの組み合わせで、消費者のほうにも訴求していただけるのではないかなど。ただ、カーエアコンにつきましては、まだ切りかわっているものが出てきていないものですから、フロンラベルとしてはできておりませんが、もう既に家庭用のエアコン等では少なくともパンフレット等にはこのラベルが、秋冬製品のものなどからは出てきております。

○飛原座長　ほかにご意見、ご質問等はございますか。

それでは、どうもありがとうございました。本日いただきましたご意見につきましては、今後の検討に十分反映させていただきたいと考えております。

それでは、本日の議題の4つ目でございます。その他について、まず、事務局、続けて、作井委員、大沢委員、島原委員の順に説明をお願いしたいと思います。

○事務局（米野室長）　資料5—1～5—5まででございます。まず、総括的に資料5—1にまとめておりますので、資料5—1を私のほうから説明をさせていただきます、

資料5-2以降を今日ご出席いただいております作井委員、大沢委員、島原委員にご説明をいただければと思っております。

まず、4月1日に施行がされまして、普及啓発に努めておるところでございます。詳細は資料5-2でまとめてご報告をいただきます管理者向け、充填回収業者向け、あるいは、今回からリクエストに応じて自治体・業界団体向け、さらには技術者に向けての研修会等を開催しております。

また、業界での意識調査という形で、新日本スーパーマーケット協会さんにおかれましては、会員企業さんに対して製品の切り替えをどのように考えているかといったアンケート調査を行っていただいております。後ほど、ご報告をいただければと思っております。

若干重複するところはございますが、そういった普及啓発のため、国のほうといたしましては、説明会あるいは研修などに予算をつけまして啓発をするとともに、来年度から、漏えい量のご報告をいただくことになっていきます、そのためのシステムを、環境省と連携をさせていただいて、今、取り組んでおります。

また、そういった報告・説明会等に使いますガイドライン等につきまして、個別には申し上げませんが、こういったいろいろなガイドラインやチラシ等をつくっているところでございます。こういったものの一部は、説明会等に使用しているところでございます。

また、先ほど佐藤委員からのお話にもございましたように、普及啓発ツールという形で、フロンラベル、今年の7月にJISによるラベリング制度に基づいて、任意表示として、達成度がどれぐらいになっているかを多段階評価で、Aですとか、ノンフロンに代わったものはSといったような形で、どういう形で達成しているか、どれぐらい低いGWP値のものを使っているかといったものをできるだけ簡単にわかりやすくするといった制度もあわせてやっております。

それから、いろいろなデータの公表という形で、1つは、今、管理者等の知見を有する者というものを育成するため、いろいろなところで研修を行っていますが、自主的に行っていただく者に対する講習の確認結果として、こういった形の講習を受けていただければ準ずる形になりますといったようなことを公表したり、後ほど説明いたしますが、これはまだ旧法のものでございますけれども、回収量の結果等を報告したりしております。

それから、関連するモントリオール議定書の取り組み、あるいは、先ほどございましたCOP21の関係につきましては、後ほどまたご説明させていただきたいと思っております。

○作井委員　　日本冷媒・環境保全機構の作井でございます。

資料5—2でございますが、まず、1ページ目に説明会の開催についてということで書かせていただいております。これは昨年に次いで今年は2年目ということで、昨年は、それぞれ充填回収業者向け、管理者向けの50回でした。今年は、下に書いてございますように、一般の説明会を全国30ヵ所、午前中30回、午後30回、充填回収業者と管理者向け、そして、業種・地域別に30回、合計90回行います。本日までには合計50回行いました。資料の関係から、11月27日現在ということで下に書かせていただいておりますが、現在、1万名の予定として、2,248名という段階です。

2ページをご覧くださいますと、棒グラフと円グラフがございます。棒グラフは、赤で書いてあるのが同じ会場の管理者、黒が充填回収業者の参加者数です。昨年は、充填回収業者の皆様の関心が非常に高かったということで、午前も午後も満席に近い状態になっておりましたが、今年度は充填回収業者の皆様はビジネスのことも考えておられるということで、昨年のように既に大分周知が進んでいることのように、午後の管理者説明会の出席が多いのが特徴です。

昨年と今年の充填回収業者の傾向は、昨年は、この審議会、ワーキング等に関係のある、あるいはそこから情報が入ってくるような大手の充填回収業者だったというのが特徴でしたが、今年は中小を含めた一般の充填回収業者が参加いただいている傾向です。参加者のアンケートのコメントには、「こんな説明会は初めて聞いた。」、「法施行後に説明会をするのは遅すぎる」などというご意見もあり、法律の普及の課題を感じました。

円グラフをご覧くださいますと、上の円グラフが充填回収業者の業種別内訳ですが、設備工事業が30%ぐらいと最も多く、次いで製造業・建設業の順で、自治体のご関係の方々が去年よりも増えていたというのが大きな特徴です。

一方、管理者ですが、ほとんどの会場で、1月の東京まで予定の申し込みを入れておりますけれども、かなりの会場で満員の状況です。こちら去年と違う特徴は、下の円グラフの業種別内訳では、製造業が最も多く、今年の製造業の参加者の傾向は、先ほど説明した充填回収業者と同じような状況で、このワーキングとは余り関係のない、あるいは違った所管省庁のメーカーの方々が顕著でした。それから、自治体・学校関係者が、去年は非常に少なかったのですが、今年公的機関を含めた管理者の皆様に関心が多く、参加者にそれが現れたという傾向であります。

次の3ページに要望・課題を記載しておりますが、まだまだ法改正をご存知ないというご意見もございます。アンケートには、先ほど申し上げたように「なぜ法律施行後になっ

で初めて説明会をするのだ」というご意見がそれぞれの会場でございました。

現段階での質問と課題として、充填回収業者様からは、管理者にもっと周知徹底させてほしいとの意見。彼らからみると、管理者というのは自分の上の立場、仕事を与える立場ですので、その人たちにもっと法改正の内容を知らせてほしいと。それから、情報処理センターについては、「すぐに使いたい」というポジティブな意見、費用や利用価値がわかりにくいなど、いろいろな双方の意見がありました。

質問事項は、ここに書いていますようなことが主なものです。

要望意見としては、「まだまだ説明会を開催してほしい」とか、「管理者に周知を徹底してほしい」、「テレビ等を使って法改正の訴求を行ってほしい」という意見は去年からありました。

所見として、今後の周知方法の開催形式というのはいろいろな工夫が要るだろうと。まだまだ法改正をご存知ない方が多いと思います。

「情報処理センターの利用方法など具体的な運用についての関心」というのは、もっと具体的な使い方が知りたい。

管理者にとって算定漏えい量を来年の7月31日までに報告しなければいけないということと、管理者の守るべき基準が4つあります。これらがどう徹底されるかということが、今後の法遵守における非常に大きなポイントと思います。

それから、1つ、よい効果があったことと思うのは、去年から説明会をしておりまして、ある程度、管理者の皆様が法改正をご承知になった結果からかということです。何が言いたいかといいますと、説明会後に私の事務所にもよく電話がかかかってきて、「この法律改正から機器を廃棄するときには行程管理票が必要なのですか」という質問があったり、それに対しては、「これは平成19年から必要なのですが」とのやり取りが増えました。そういうことがありまして、行程管理票の需要は去年の1.5倍から2倍ぐらい増えております。

それから、聞くところによると、今、回収ボンベが非常に足りない状態だと。さらに破壊業者ももう手いっぱいだという話も聞いております。ですから、今までは回収業者から管理者へのボトムアップだったと思うのです。すなわち、充填回収業者がちゃんと回収しなさいよというのが平成19年の改定でした。つまり、法律自体としては廃棄等実施者である管理者が行程管理票を起票すべきところ、9割方は充填回収業者が起票していたという実態でした。今回の法改正では3つの判断基準の中の1つに管理者が置かれたということで、トップダウンになり、管理者としての意識改革が出たのではないかなと思っておりま

す。

したがいまして、去年の法改正についての説明会への参加は主には大きな大企業だったのですが、今後、まだまだ知らないという管理者も含めて彼らに法改正がさらに浸透すれば、かなりの効果があるかなとも思ってます。繰り返しになりますが、行程管理票の需要については、去年の1.5倍から2倍から、昨年に比べかなり回収は進んでいるように思います。ただし、結果が出るのは来年の12月ですので、30%の回収率がもう少し増えると、期待しております。

それから、次の4ページの新聞広告・展示会ですが、一般全国紙——毎日新聞と日経新聞で計約1,400部。毎日新聞は10月10日と11日、日経新聞は11月11日で、あと2回、12月中旬と1月中旬に予定しています。広告内容は、そこの右のような形でやらせていただいております。展示会につきましては、先週の土曜日までやっておりました、エコプロダクツを東京ビッグサイトで、経済産業省のブースとして展示させていただいております。あと3回、ENE X 2016、スーパーマーケットトレードショー、HVAC & R JAPAN 2016での展示会があり、ここで今回のフロン排出抑制法の訴求という形の展示を行います。

それでは、最後のページは、日設連の大沢さんからお願いします。

○大沢委員 ありがとうございます。日設連の大沢です。どうぞよろしくお願いします。

最後の5ページ目でございます。冷媒配管施工技術者の育成を昨年から鋭意取り組んでいます。昨年は、全国的に施工技術者の養成をするために、大きな目標としては、冷媒を漏らさない施工、漏れない施工を我々設備業者として技術の向上を図りながら、技術を再度確認していこうということでスタートしました。

昨年は、全国的に展開するために専門の指導者を約90名養成しております。今年度はその90名の指導者が講師となって技術講習会を全国的に展開をしていこうということで、40ヵ所での講習会をやる予定でおります。そして、既に約半分の19回が終わりまして、このカリキュラムにあるとおり、2日間でやるのですが、1日半が実技であるため、人数も一度に多くできないという制約もあります。1回10名前後でかなりきっちりとした講習を実施しているという状況でございます。

こうした中で、ある程度経験のある方を中心に、再度、今までやっていた自分の技術を見直していただいて、それをさらにまた各地で展開をしていただくということでやっております。自画自賛ではありませんが、評判もよく、今後もこの講習会を継続しながら、業界として、お客さんの設備をきちっと守っていくという姿勢を示しながら、技術の向上を

図ってまいりたいと思いますので、残り21回ですけれども、引き続き実施したいと思っております。

以上です。

○飛原座長　それでは、島原委員、お願いいたします。

○島原委員　新日本スーパーマーケット協会の島原でございます。資料5—3についてご説明をさせていただきます。

スーパーマーケット業界でございますが、現在、日本国内に法人数が1,000社、店舗数で2万店という状況でございます。10年前と比べまして、法人数が500社、毎年50社ぐらいずつ減っておりまして、寡占化がここに来て急激に進んできているという業界が今概況としてございます。

このスーパーマーケットの年次統計調査でございますが、毎年、6月、7月に会員企業に配布をして、10月に発表しているということで、この表紙に書いてございます日本スーパーマーケット協会が100社、オール日本スーパーマーケット協会が50社、新日本スーパーマーケット協会が350社、都合500社にアンケート調査を行って、毎年10月に発表しております。

そして、今回初めて、フロンについて新しい法律が施行されたのを受けて、今年の6月に調査をして、回収をして、現在、10月を過ぎておりますけれども、出てきている調査結果、アンケート結果でございます。

1ページ目ですが、右側と左側とはほぼ同じようなものが並んでおります。左側は今までに対して何をしてきましたか、右側はこれから将来についてどうしていきますか、という内容でございます。そのそれぞれの保有店舗別に、大きな店舗、小さな店舗、零細企業もございますので、それぞれの店舗数のもっている企業によってどれくらい法律施行後の認識が違うのか。

そして、その下の図表6-8-2、2ページ目の図表6-9-2は、平均店舗面積です。店舗面積によってこの法律の理解度、もしくは、実施したい内容がどれだけ違うのかということで、詳細に分けてアンケートを調査して公表しております。

導入当時でございましたので、ノンフロン機器への入れかえについてはまだ意識が低いということで、それが図表6-8-1に出ております。このショーケースの入れかえというのは、寿命が来たものを入れかえているというだけでございまして、新しい冷媒などは余り考えていないという認識ですが、2ページ目の図表6-9-1では今後どうしますかということを開

いておりますので、ノンフロン冷媒への入れかえというところがかなり大きく認識として上がってきていると。

多分、来年この設問をまたすると、「ノンフロン冷媒への入れかえはもう済みました」とか、「ノンフロン冷媒をもっと入れたい」というような意識が我々ユーザーにも出てくるのではないかなと思っております。これは引き続き来年度もアンケートを実施いたしますし、また、もし皆様方委員の方から、「スーパーマーケットにこんなことをもっと聞いてもらいたい」ということがございましたら、それも踏まえてアンケート調査を協会のほうでしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○事務局（米野室長） ありがとうございました。

それでは、引き続き、私のほうから、資料5-4、資料5-5、そして、資料番号はついてございませんが、COP21について簡単にご説明をさせていただきたいと思えます。

資料5-4は、回収・破壊法の実績でございます。これは10日ほど前に発表させていただいたものでございます。これは新法施行前の昨年度分のとりまとめで、廃棄時、整備時の回収ということで、合計で4,424トンとなっております。最近は、4,400トンから4,500トンぐらいを前後してございまして、横ばい傾向になってございまして、廃棄時が3,000トン前後、整備時が1,400トン前後で、昨年より廃棄時のものが減っておりまして、この資料にはついてございませんが、回収率については、廃棄時だけで出しておりますけれども、昨年度が32%。先ほど、作井委員のお話にもございましたように、最近30%前後という傾向になっております。一昨年は34%でしたが、数字的に四捨五入もあつて、見た目は2%減っておりますが、ほぼ横ばいの中で推移をしております。

先ほどの作井委員のお話にもございましたように、来年度は、新法に基づく回収量が報告をされてくるということで、我々としましても、上向きの方角性が出てもらえればありがたいなと思っているところでございます。

次に、資料5-5でございます。オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の27回会合（MOP27）が、11月の初めにドバイで開催されました。この委員会でもたびたびご報告をさせていただいておりますが、このモントリオール議定書は、現在はオゾン層を破壊するHCFC、CFC等を入り口で閉めていくというものでございますが、現在は、気候変動枠組み条約のほうでカバーされておりますHFCについて、モントリオール議定書でもカバーすべきではないかということで、北米、EU、インド、そして島嶼国

という4グループによる改正提案が出され、ずっと議論がされてきたところでございます。

また、この会合では、後ほどご説明いたしますCOP21のちょうど1ヵ月ほど前ということで、COP21の前哨戦的な雰囲気もありまして、先進国、特に米国がこの改正提案を少しでも進めたいという意気込みの中で議論が行われました。結論としましては、半歩、前進があったのかなというところでございます。下から5行目ぐらいに書いてございますが、コンタクトグループが正式に、改正提案を含め、HFCの管理方法を検討するというところで、今までは非公式に行われてきたというものが、決議事項の中で、コンタクトグループのマンデートをはっきりさせて、今後、コンタクトグループで議論をしていくというところまでが決議されました。

次のページに書いてございますが、その決定事項は、ドバイの名前をとって、「HFCに関するドバイ・パスウェイ」ということで、何を検討するのか、どういう課題があるのかといったことが整理され、今後、精力的に検討していくと決められたところでございます。

COP21に向け、モンリオール議定書として少し前進があったということで、これを踏まえまして、来年度、2016年度は、通常は締約国会議とその準備会合として、OEWG（作業部会）とっておりますけれども、それは年1回ずつは必ずあるのですが、少なくとも複数回ずつやるというところで臨時のMOPも含めて、MOPも2回、作業部会も2回はやるということで、改正提案についてかなり精力的な議論が進められるのではないかと考えております。後ほど申し上げますが、気候変動枠組み条約のCOPではパリ協定ができましたので、今回のものを受けて、こちらの議論も少し進んでいくのかなという感じになったかと思えます。

時間の関係ではかのところは割愛させていただきます。

それから、資料番号はついておりませんが、昨日終わりましたCOP21について、これは外務省のほうに掲載されましたので、それをそのまま印刷したものでございます。マスコミ等でももうご承知のとおり、1日延長した上で、日本時間の昨日の未明にパリ・アグリーメント（パリ協定）というものが合意をされたわけでございます。

先ほど福島審議官の挨拶の中でも触れましたように、画期的なのは、これまで京都議定書は先進国だけに義務を負っていたものが、全ての参加国が、それぞれ共通かつ違った目標、それぞれの取り込める部分を、約束草案という言い方をしておりますが、それぞれの約束をつくって、裏に書いてございますけれども、全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新し、かつ、それをみんなの前でレビューを受けるということ。

それから、これもいろいろ議論になったということですが、2℃目標のみならず、1.5℃についての言及もされたということで、さらなる目標を高くもって取り組んでいこうということでございます。

それから、この中には書いてございませんが、マスコミ等でいわれていますいわゆる資金問題につきまして、年間1,000億ドルをスタートラインに今後取り組んでいくといったことが話されて、昨日、決定されたということで、これによりまして、約束草案につきましても、パリ協定で法的根拠をもった中で位置づけられて、日本もこれを提出し、更新していくという形になっていくと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○飛原座長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、委員の皆様からご質問あるいはご意見がございましたら、よろしくお願いたします。

○木村委員　　東京都の木村でございます。これまでの二人の委員の質問につきまして、ちょっと東京都のPRをさせていただきます。

まず1つは、佐藤委員から、カーエアコンの冷媒について、消費者へのPRの関係でしたけれども、東京都の環境確保条例で、車の環境性能につきましては、燃費について、購入者への説明義務というのをディーラーに課しております。その中で、カーエアコンにつきましての環境性能についても説明するように規則改正を既にしております。ですので、ディーラーさんも新しい冷媒が出てくればPRできるということでもあります。

それから、島原委員のご説明で、ノンフロンショーケースの関係でございますが、東京都のほうでは、中小企業限定でございますけれども、ノンフロンショーケースの補助制度を設けておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

それから、私のほうから1点、フロン排出抑制法のさらなる周知徹底についてでございます。特にフロン使用製品のユーザー・管理者に対しての周知がまだ必要かなと思っております。東京都といたしましても、各種業界団体を通じたり、フロン排出抑制法にとどまらず、高圧ガス保安法ですとか、建設リサイクル法に基づく立入検査などで周知に努めておりますが、まだまだ周知が行き届いていないという状況だと思います。

ただ、先ほどお話がありましたように、東京都内では、講習会の会場がすぐ満員になってしまうということも聞いております。周知を行うことによりまして、算定漏えい量の報告についても確実に行われることとなると考えておりますので、国におきましても引き続

き、説明会の開催やPRに努めてこの周知を図っていただきたいと思います。

以上です。

○飛原座長　　ありがとうございました。

それでは、茂木委員、どうぞ。

○茂木委員　　ご説明ありがとうございました。丁寧にやられていることがよく伝わってまいりましたけれども、今、東京都からご報告がありましたように、周知徹底というところでは、継続してきめ細かに、網の目ができるだけ細くなるように実施していただくことがすごく大事なことと思いますので、予算の関係もあるかとは思いますが、このところはまた配慮していただいて進むようにしていただきたいと思います。

この説明に当たっては、環境省の方たちも、どういう説明だったらいいのだろうかということで、一般の消費者ということで、会議が終わった後に質問を受けたことがございますが、温暖化防止についてどのような資料などをおつけされたのか、その辺を伺いたと思います。意識が高まることによって、食品の関係でもそうでしたけれども、工場が丸ごと意識が高まることで、保存料を使わずによい商品の製品化ができたということも生協のほうで経験しておりますので、そういう小規模ではないよとおっしゃるかもわかりませんが、まず、なぜやらなければいけないかというところで、今後の開催に向けてはCOP21の内容なども添付してこの法律改正はどこから来たのかということがわかりやすくつながりこの法律改正はどこから来たのかということがわかりやすくつながりご理解が更に進むようお願いいたします。

それから、スーパーマーケットさんのアンケート調査のご報告ですけれども、毎年やっていたというのでありますが、今回、フロンに関してのアンケートの結果を拝見したところでは、ショーケースなどは、安くみても500万～600万かかるかと思うので、とりあえず修理で間に合わすというところも目の当たりにみたことがありますので、非常に厳しいかなと思うのですが、漏えいしないように、またアンケートをとりながら、その辺もぜひご指導をお願いしたいと思いますが、このグラフの中で、今後に向けてのところで、対応が進んでいない理由とか、その他の内容というのはどういうものなのか、お伺いしたいと思います。

それから、最後に事務局からご報告がありましたCOP21に関する外務省の報告内容ですが、フロンはこれからも目標よりも前倒しになることを願っておりますが、これ（気候変動問題）はありとあらゆる関係する省庁と手をつないで実質的に進めなければいけない

ことだと思っています。私たちの暮らしは、一々「すみ分け」はできないですし、「これは担当部署が違う」ということにはなりませんので、トータルで進められるように、各省庁に横串を刺されて、ぜひ米野さんのほうからも「一緒にこの目標（気候変動問題）に向かって進みましょう」ということをこの場をかりてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○飛原座長　　ありがとうございました。

　　続きまして、中村委員、お願いします。

○中村委員　　今、お二方の委員がおっしゃられたことと重複しますが、資料5—2の説明会の開催のところで、当初の予定参加者数、目標1万人に対して2割程度の結果ということですが、もともとの想定自体は、1万人の参加者が見込まれていたとは思いますが、2割の内訳をちゃんと分析してはどうでしょうか。先ほどおっしゃられていたとおり、充填回収業者の方は昨年度いろいろ説明会にも出られているということで、もう充足しているといえますか、説明を十分聞かれているのではないかとということもお伺いしましたし、逆に、参加される方々が自治体ですとか学校関係者とかといろいろ変わってきているというところもあるというお話でしたので。

　　もう1つ、1ページの下に書いてありますけれども、ほかの説明会で私も経験したことがあります。大都市圏に集中してしまうということが多いと思いますので、地方都市などで参加される方々に対して、この辺ももう少し手厚くしていかないとなかなか参加者は増えていかないと思います。2割程度という数字をみてしまうと、結果としてはどうだったのかなということになってしまいますので、この辺は分析されて、説明会のほうをもう少し充実されるといいのではないかと思います。

○飛原座長　　ありがとうございました。

　　それでは、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員　　普及啓発活動についてですが、会場に来ることができない方もいらっしゃると思いますので、インターネットを通じたeラーニングという手法は取り入れられていらっしゃるのか、もし取り入れられていらっしゃるならば、その利用状況はどうなのかを伺いたいと思います。いろいろな会議では、インターネットのeラーニングで終わった人に受講証を出すなどの事例が増えていると思います。時間を問わず、場所を問わず、研修できることは、重要ではないかと思います。

　　それから、東京都の自治体の取り組みは素晴らしいと思いますので、経済産業省のほう

でも、各自治体がそれぞれの取り組みをしているということの紹介をするなど、自治体の活力も利用して普及啓発をしていただきたいと思います。

以上です。

○飛原座長　　ありがとうございました。

それでは、大石委員、お願いします。

○大石委員　　遅れて来ましてすみません。もし既に話題になっていたということでしたら申しわけないのですが、普及啓発に関する意見です。業務用のエアコンについては、管理者に対してきちんと点検を行うことなど普及啓発に関して記載してあります。しかし、私が気になっているのは家庭用のエアコンのほうで、こちらは家電リサイクルで管理されることとなっています。ですので、あまり周知の対象にはなっていないようなのですが、実は家電リサイクルの4品目のなかではエアコンの回収率だけがとても低いという状況と聞いております。冷蔵庫や洗濯機などが80%前後なのに比べると、エアコンはまだ20%とか30%だそうですが、消費者がリサイクルルートにきちんと出していないからかというよりも、もっと他にいろいろな要因があるようです。例えば、引っ越しのときに新しい家にはいらないからと消費者が取り付けたまま置いていく。すると、引っ越しの事業者の方たちが勝手にエアコンを取り外して、しかも、有用な金属は高く売れるので金属だけを取り出して横流ししてしまうようなことも起きている、それで回収率が下がっているということだそうです。

ということは、エアコンを取り外すときに、フロンを適正に扱える事業者が行っているかどうか非常に微妙なところで、もしかしたらフロンの扱いを知らない事業者が取り外している可能性もあるわけです。どこにどのようにフロンの適正回収について周知していけばいいのか難しいところはあると思うのですが、ぜひそここのところも忘れずに周知の項目の中に入れていただきたいと思います。

以上です。

○飛原座長　　ありがとうございました。

それでは、事務局からまとめて回答をお願いしたいと思います。

○事務局（米野室長）　　ありがとうございます。それでは、幾つかご質問、ご意見をいただきましたので、私のほうから概括的にご説明させていただきたいと思います。もし補足なりがあれば、また委員の皆さんからお願いしたいと思います。

まず、東京都の木村委員とほかの方からもございましたが、普及啓発についてですけれ

ども、東京都さんにおかれましては独自の補助制度を設けたり、研修会等を実施していただいたり、あるいは、国が行う事業にも大変ご協力いただいております、ありがとうございます。この場をかりて、まずはお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

それで、研修会でございますが、確かに大都市圏では、特に管理者の方が最近多くなってきているという中で、昨年、地方都市でも、大都市までいけないのでという中で、できるだけ地域規模に合った形で、大都市ではできるだけ大きな会場で、地方都市では小さな会場でできるように柔軟にやっておりますが、十分できていないところについては、開催方法、あるいはどうやって周知するか、あるいは対象者が少しずつ変わってきている中でどういう資料をつくってご説明するか、そういうことにつきましては今後とも柔軟に対応ができればと思っております。

また、昨年は、なかなか届かない業種もあるのでということで、リクエストをいただければ説明会ができるよということ、30回の枠で業種・地区別の説明会を——30回に対してまだ少し余裕があるようですが、ここは説明をしなければいけないのですけれども、そういった形で、できるだけユーザーのニーズに合わせた形で開催できるように、あるいは、予算的にもフレキシブルに対応できるように検討できればと思っております。

なお、参加者の目標と実績との関係でございますが、1万に対して2,200ということで、これは全体で30回をそれぞれ開催する予定の中で、集計時では9回ですとか7回といったものを積み上げたものでございますので、あとまだ3分の2程度開催されれば、これよりは上がってくるのかなと。ただ、確かに定員に達していないところも少しありまして、最終的に30回ずつやっても目標には達しないかもしれませんが、希望的には7～8割くらいまでは実績が上がっていただければと思っております。あるいは、これから流動的にできる部分は限られているかもしれませんが、もう少し流動的に開催して、できるだけ実績を上げていけるように努力していきたいと思っております。

それから、家庭用エアコンの話がございました。法律上は、業務用エアコンを使う管理者の方に管理者としての義務を課させていただいて、その説明会をということでやっております。ただ、回収業者さんなどは、必ずしも業務用だけではなく、回収される方等もいらっしゃると思っております。そういう方からのいろいろな情報の還元なども期待しつつ、また、フロン分野だけではなく、連携をとってやれるよということ、少なくともフロンのほうが足を引っ張らないように取り組みつつ、こちらでの取り組みが横断的にできるようにやっていく必要があるのかなと思っております。

○福島審議官 家電リサイクル法の件については、経済産業省の情報通信機器課というところが家庭リサイクル法の担当をしておりますので、大石委員のご意見はお伝えします。同様に、自動車についても自動車リサイクル法でみておりますので、全体の見直しの議論があると思いますので、ご意見はちゃんと伝えます。

また、フロン全体につきましても、中央環境審議会ですとか、経済産業省の産業構造審議会全体で、CO₂も含めた温暖化の議論もしておりますし、過去の例におきましては、6月とっておりますけれども、CO₂以外に、3ガス、それ以外のガスにつきましても、フロン等の3ガスについては、従前からみますとかなり順調に、特定フロンからの、オゾン層破壊物質からの転換もあって増えている時期が今ありますが、全体の自然体よりはかなり法律の効果もあって削減が進んできていると思いますので、そういった現在のフロンの対策、進捗状況については、当然、環境省、そして経済産業省も、資源エネルギー庁であったり、環境の担当部局には、今日のご意見も含めてきちんとお伝えをして、全体の整合性をとりながら対策を進めてまいりたいと思います。

○事務局（米野室長） それから、先ほど茂木委員から、なぜこういうことが必要かということから入って説明をというご意見がございました。

これが実際に説明会で使っている資料でございまして、最初に環境問題とフロンの関係性、あるいは、フロンといいますとどうしてもオゾン層破壊というイメージが定着しているのですが、実はオゾン層の問題もさることながら、温暖化に対して非常にGWPが高くて、1,400とか2,000幾らということがあって、今やそちらのほうも非常に問題になっている。それから、使用時の問題点がこんなに多くて、ライフサイクルでそれぞれ取り込まないと、というところをまずご説明をさせていただいて、その上で、管理者さん、あるいは回収業者さんとしてこういうことをやってほしいと説明をさせていただいております。そして、さらにもう少しブレークダウンして、簡単に説明できるように考えなければいけないなと思っております。

○飛原座長 ありがとうございます。

まだ回答していただいているのは、eラーニングとか、インターネットでビデオを公開するとか、そういう取り組みはいかがでしょうか。

○事務局（米野室長） eラーニングについては、我々のほうとしてはこれのためのeラーニングという形ではまだやっておりません。こういった説明資料等をウェブに載せて、これをみていただくというようにはなっておりますが、例えば、eラーニングのコースを

とっていただいて、あるいは試験を受けていただいてチェックをしていただくというような、その仕組みはまだやっておりません。来年以降、そういった形ができるかどうか、前向きに検討させていただきたいと思います。

○飛原座長　でも、これは資格ではないですね。

○事務局（米野室長）　ではないですね。

○飛原座長　ですから、eラーニングのような認証を与える必要はないので、例えば、ビデオのようなものをつくっていただいてYouTubeのせておくとか、JRECOのどこかからダウンロードして自分でみることができるというような、そういう簡単なものもできるかもしれませんね。

○事務局（米野室長）　実際、定期点検とか簡易点検をどのようにするかというビデオはつくっていただいて、それはみていただけるようにはなっているのですけれども。

○飛原座長　それはダウンロードしてみることができるのですか。

○作井委員　全ての説明資料は、動画も含めてダウンロードできるようになっていますので、どうぞご利用いただければと思います。

○飛原座長　そうですか。わかりました。

○佐藤委員　企業としては、上司が、担当者が動画等をみたということを確認したいというニーズもあると思います。企業としての従業員教育がしやすいような、チェックリストとか自己確認のようなものがあつたほうがいいと思います。

○飛原座長　スーパーマーケット協会の島原委員には、対応が進んでいないという回答が多いけれども、その理由は何か把握されているかということですが。

○島原委員　スーパーマーケットのショーケースの寿命というのは10～15年、長ければ20年ぐらい使い回しをします。ですから、現在進んでいないというのは、入れかえたばかりであったりとか、まだかえるにはもったいないとか、ぎりぎりまで使いたいというのが、その対応が進んでいないという部分に入ってくると思います。

特にその他の部分は、これは大きい声ではいいたくないのですが、「対応できない」という答えがあつたりとか、投資にお金が回らない、もしくは、ガスだけ入れかえるとか、リース先をかえるですとか。今、ガスだけ入れかえると、製造メーカーさんがメンテナンスをしないととかという問題が出てきていまして、外資系のいろいろなガス屋さんが、「GWP値が低い数値でちょっと微燃性なんですけれども、どうですか」とか、いろいろな誘惑がスーパーに来ておりまして、これは大きい声ではいいたくないのですが、そういう動きも

一部あって、外資系さんが、ガスも入れかえて、メンテナンスも全部やりますというところが幾つか来ていて、日本のメーカーさんと縁を切ってそことやりますか、みたいな動きが実際に現場ではあると。それがその他の一部に入っているというご説明で、よろしいでしょうか。

○茂木委員　ありがとうございます。その他については、心配していた内容がやはりあったなと思うので、こういうところをしっかりと手当てしていかないと、漏れてしまうことがたくさんあるかと思えます。「対応は特に行っていない」というのは、おっしゃるとおり、直したばかりとか、入れかえたばかりとか、さまざまな理由があると思えますけれども、報告をされるときには、そういう状況説明もあるとすぐにわかります。今後は、わかりやすく伝えるために、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、すみません、1つ戻ってしまいますが、普及活動のところで、お願ひをしたいと思いますことがあります。回収するためには時間がかかり仕事が効率よくこなせないということにつながるかとは思いますが、1つのエアコンをとりかえる場合には、回収する時間も含めて1つの作業だということを徹底していただきたいと思えます。

私事になりますが、去年、古かったエアコンを買いかえるときに、フロン回収がきちんとされるか心配でしたので家族に確認を頼んだのですが、どうも回収はされなかったみたいだと申しておりました。

漏えい問題はショックが大きかったです。資料には、これからは空洞化が心配だということも書いてありましたけれども、これからの事業というのは、かつての産業革命と違う意味での産業革命になるかなと思えます。目の前の利益が直ぐに上がらないとしても、大きな目的に向かって取り組む、ということ研修の場で更に力を入れてご説明いただき理解がさらに進むようによろしくお願ひしたいと思えます。

○飛原座長　ありがとうございました。

今の茂木委員の議論というのは、回収・破壊法の実績が上がらないということを議論していたときからずっとある議論でありまして、なかなか難しいことだと思いますけれども、新法では、回収した冷媒を再生に回すことができる、すなわち、それを有価品として扱うことができるという道が新しくできているわけにありますから、そういったものがうまく動いていきますと、回収した冷媒はただお金を払って捨てなければいけないだけではないという道が開けると、経済的な意味からも回っていく可能性が出てくると我々は期待しているところであります。

○茂木委員 期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○飛原座長 ほかにご意見やご質問はよろしいでしょうか。

それでは、長時間、ご議論に参加していただきまして、また、有益なご意見をちょうだいいたしまして、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、この情報を環境省とも共有していただきまして、連携してフロン排出抑制法の認知・向上に向けて引き続き努力をしていただきたいと思っております。

それでは、本日の第8回の会合はこれにて終了いたしたいと思えます。どうもありがとうございました。

——了——